

京都市交通局管理規程 6 - 4 (京都市乗合自動車及び高速鉄道無賃運送取扱規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 4 月 22 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第 5 条中「第 2 号, 第 4 号, 及び第 5 号」を「第 3 号」に改める。

第 10 条第 2 項中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

第 11 条第 3 項中「第 3 号」を「第 2 号」に改める。

附 則

この改正規程は, 公布の日から施行し, 平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

(交通局企画総務部総務課)